

泰阜村国土強靱化地域計画

泰阜村

令和3年3月

< 目 次 >

はじめに	1
第1章 国土強靱化の基本的考え方	
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
(1) 地域防災計画との関係	2
(2) 国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画との関係	3
3 計画期間	3
第2章 地域特性と災害リスク	
1 地域特性・気象的特徴・社会経済的特徴	4
(1) 地形的特性	4
(2) 気象的特性	5
(3) 社会的特性	6
2 本村に影響を及ぼす大規模自然災害	10
(1) 想定されるリスクの考え方	10
(2) 地震災害	10
(3) 風水害	12
3 災害リスクを高める社会的要因	14
第3章 計画の基本的な考え方	
1 リスクの抽出	15
2 目指すべき将来像	15
3 基本目標	15
4 事前に備えるべき目標	15
5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	16
第4章 脆弱性の評価と推進方針	
1 脆弱性の評価	17
2 推進方針	42
第5章 国土強靱化地域計画の推進と見直し	
1 推進体制	64
2 地域計画の見直し	64
3 地域計画の進捗管理	64
(別紙1) 施策ごとの担当課・関係課	65

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなった。その中で、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進める視点として、強く打ち出された理念が、「国土強靱化」である。強靱性とは「強くしなやか」という意味で、国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害等にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国計画」という。）が策定される等、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

平成30年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を盛り込んだ国計画の見直しが行われ、さらに、令和2年12月には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、国土強靱化に向けた取り組みの加速化・深化が図られている。

また、長野県では平成28年3月に、基本法第13条に基づいた「長野県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、さらに平成30年3月には全庁態勢で見直しを行い、県土の強靱化に向けた施策に取り組んでいるところである。

近年、気候変動等により、自然災害が激甚化する中で、村民の生命と財産を守り、本村が発展し続けるためには、今一度、先人たちの数々の功績を想起しつつ、いかなる災害等が起ころうとも致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに復旧・復興する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な国土づくり」が必要である。

よって、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「泰阜村国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

第1章 国土強靱化の基本的考え方

1 計画の策定趣旨

国では平成25年12月11日に基本法を公布・施行し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められ、平成26年6月3日には、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる国計画が閣議決定されている。

また、長野県では平成28年3月に県計画を策定した。また、平成30年3月には見直しを実施した。国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本村としても、引き続き、強靱で回復力のある安全・安心なまちづくりを進めていく必要がある。

本計画は、基本法第13条に基づき策定するものであり、本村における国土強靱化に関し、国計画や県計画、そして第5次泰阜村総合計画との整合・調和を図りながら、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進する各分野別計画の指針とする。

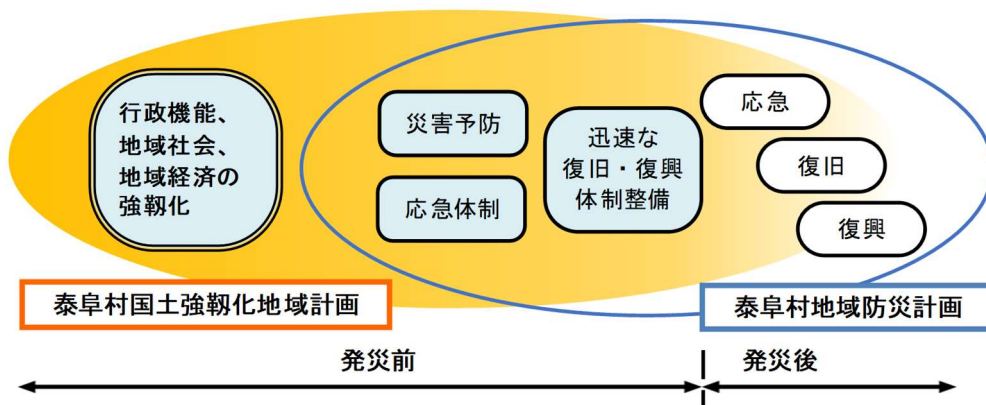
2 計画の位置づけ

(1) 地域防災計画との関係

本村の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された泰阜村地域防災計画（以下「防災計画」という。）があり、地震、風水害、一般災害等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められている。

「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

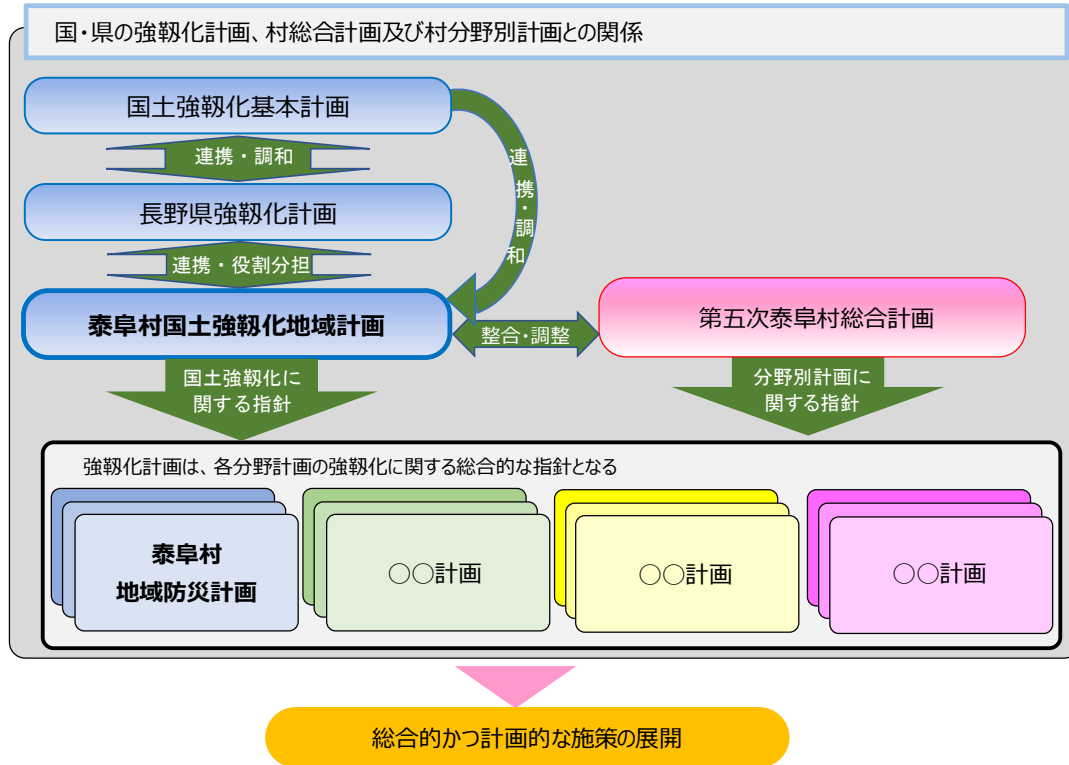
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではない。発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本村の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針である。

(2) 国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画との関係

本計画は、上位計画である国計画と県計画とも密接な関係がある。基本法では、「国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（第6条）」、また「国土強靱化地域計画は、国計画との調和が保たれたものでなければならない（第14条）」と規定されている。



本村の強靱化を進めるにあたっては、国、県が示す基本目標や事前に備えるべき目標等を十分に踏まえ、連携を図りながら推進方針に示す取り組みを着実に実施することで、国土の強靱化に貢献することとする。

3 計画期間

計画期間は令和3年度より令和7年度までの5年間を基本とするが、状況に応じ適宜見直しを行うものとする。

第2章 地域特性と災害リスク

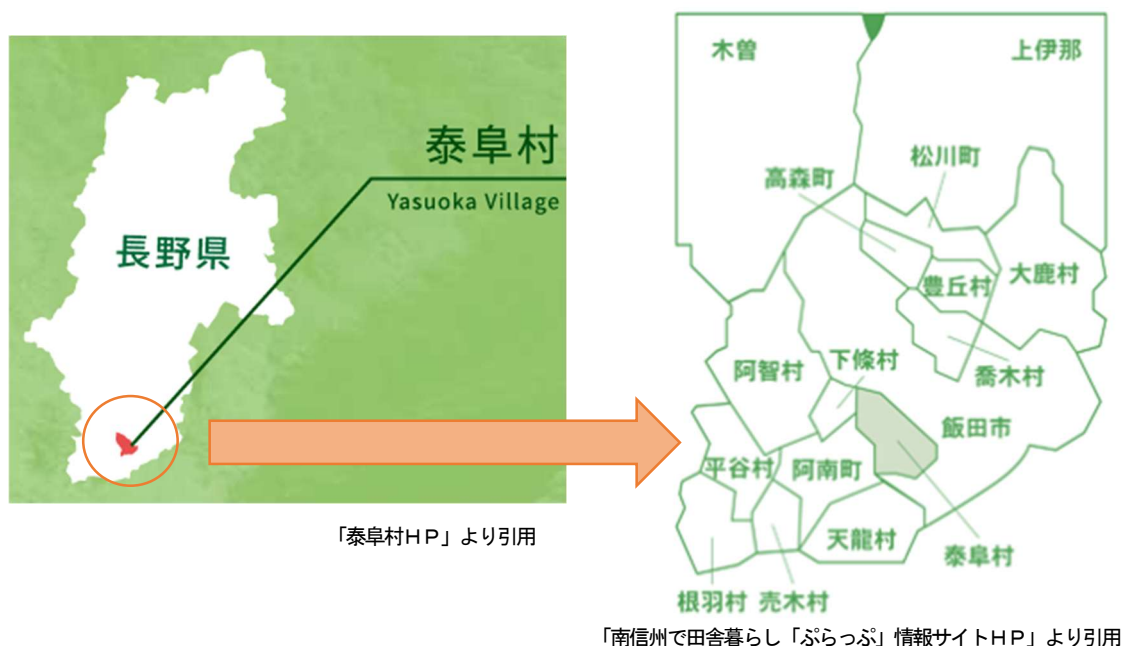
1 地域特性・気象的特徴・社会経済的特徴

(1) 地形的特性

① 位置

泰阜村は、長野県の南部、下伊那郡の南東、天竜川の東側に位置し、東は戸倉山1,067m、黒石山1,376mの連峰にて飯田市（南信濃）に境をなし、西は天竜川を隔てて阿南町及び下條村に対し、南は万古川を隔てて天龍村に接し、北は米川及び鍵懸山1,126mをもって飯田市（千代）と接している。

村の広さは、東西10.8km、南北16.0km、総面積64.59km²で、山林が86%を占めており、19集落が山間に点在している。



② 地形・河川

泰阜村は、洪積層からなる比較的肥沃な土地の南部地域と花崗岩崩積土からなる北部地域になる。村の中央に位置する分外山962mと左京川により地勢は南部と北部に大別されている。

南部は、天竜川に面した斜面と万古川及び栃中川の流域とからなっている。この地域は、洪積層よりなり、土地は比較的肥沃である。南部の集落は大部分がこの地域にある。万古川、栃中川の両岸は地形急峻で断崖が多く、点々と人家と耕地が僅かにあるのみで、大部分は山林地帯である。

北部は、天竜川の東方に岐立する高台により、分外山麓一帯の少起伏中に散在する集落と天竜川沿岸の集落とからなり、土壌は花崗岩崩積土で、耕地は一部を除いては瘠地（せきち）であり、多くは山林の間に点在している。



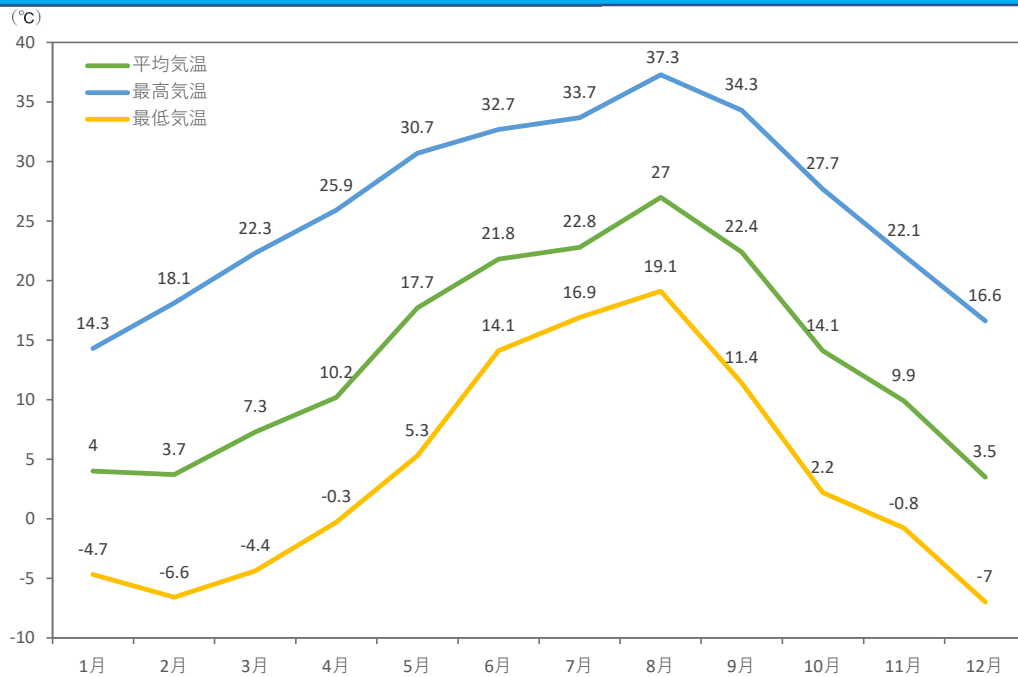
「泰阜村HP 泰阜村村誌」より引用

(2) 気象的特性

① 気温

本村の気候は、県の最南地帯にあって、天竜川沿岸を除いては大部分の集落が山間部であり、気温はやや低めである。

<2020年 年間気温>



※泰阜村は観測所を有しないため、飯田観測所のデータを参考とする。

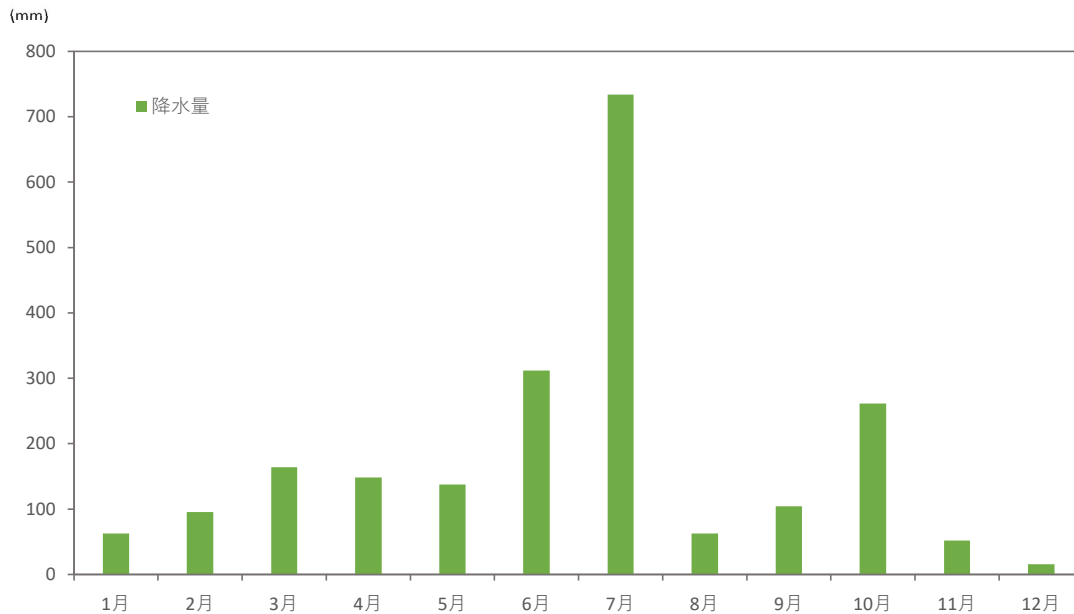
「気象庁 過去気象データ」を基に加工・引用

② 雨・雪

年間の降水量は、200cmを超えるが期間を通じて70cmほどで1回の最大積雪量は25cmほどとなっている。

6月、7月、10月の降水量が多くなっている。冬期は北西方向の季節風が木曾山脈でさえぎられ、シベリアからの対良い荒れ模様の風の日でも降水量は微少である。

<2020年 年間降水量>



※泰阜村は観測所を有しないため、飯田観測所のデータを参考とする。

「気象庁 過去気象データ」を基に加工・引用

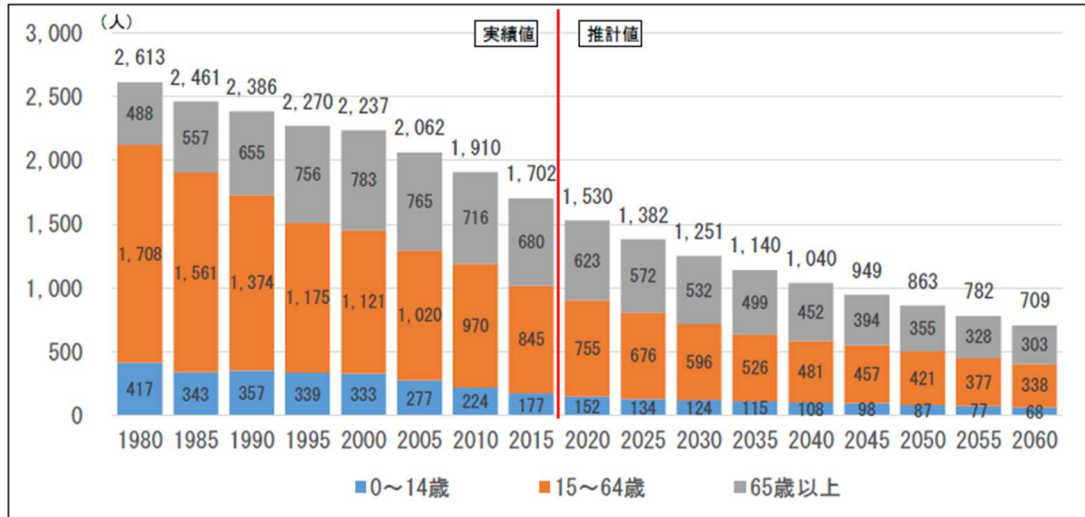
(3) 社会的特性

① 人口

本村の人口は1935年（昭和10年）の5,844人をピークに減少傾向が継続している。年齢層ごとの構成比をみると、生産年齢人口（15歳～64歳）は1980年の65.37%から35年間で15.72ポイント低下、年少人口（0～14歳）も同じく15.96%から5.56ポイント低下する一方で、老年人口（65歳以上）は18.63%から21.02ポイント増加した。

国立社会保障・人口問題研究所による推計を基に内閣府が2060年まで算出した推計では、今後も人口減少が継続し、2050年にはさらに半減するとされている。ただし、人口構成には今後大きな変化はなく、老年人口4割、生産年齢人口5割、年少人口1割で推移する見込みである。

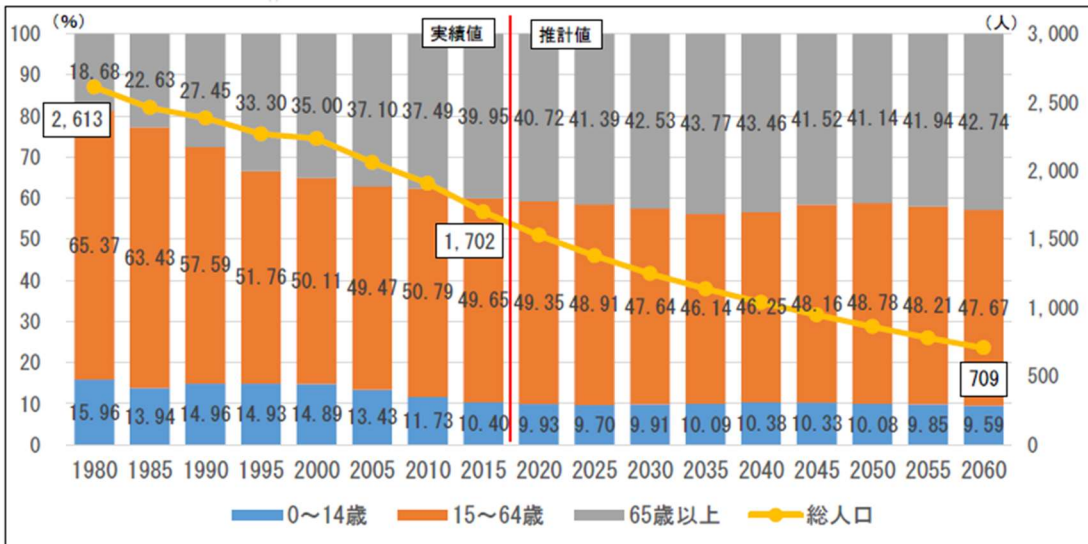
<3区分別人口の推移>



総務省「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」
 内閣府「ワークシート（人口市区町村別推計）」

「第2期泰阜村人口ビジョン」より引用

<年齢層ごとの構成比>



総務省「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」
 内閣府「ワークシート（人口市区町村別推計）」

「第2期泰阜村人口ビジョン」より引用

② 産業

本村の基幹産業は農業である。農業は、米作りを中心に野菜、果樹、畜産等が生産されており、ほとんどの農家が複合経営による小規模農業を営んでいる。

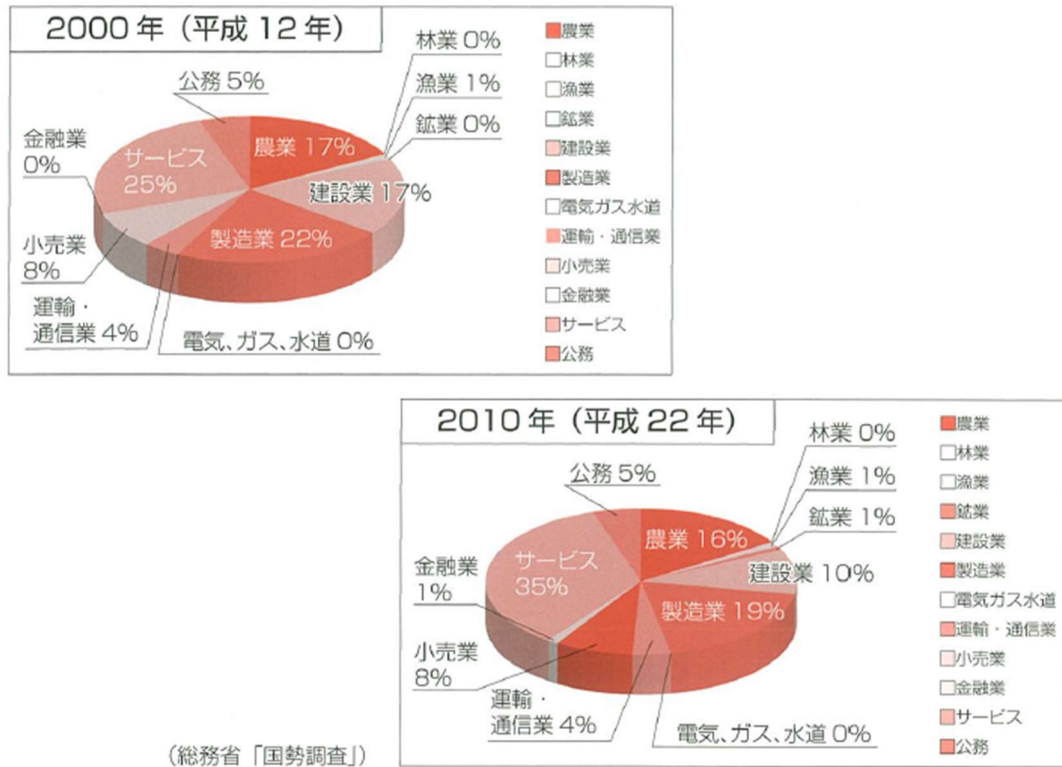
林業は、木材のほか、特養林産物として、しいたけ、まつたけ、山菜等の生産が行われている。

水産業は、アマゴの養殖が昭和49年（1974年）から開始され、年間を通じて生体を活用した種苗用発眼卵、稚魚、生魚の生産を中心に収益を上げている。

商業は、多くが小規模個人経営であり、温田駅周辺を中心に営まれている。

工業は、村内に電子機器工場が2社あり、その他は建設業となっている。

観光は、天竜川との支流である万古川（万古溪谷）等の自然景勝地と「あいパークやすおか」を中心に展開されているが、観光資源としての規模が小さく経済的な波及効果をもたらすほどには至っていない。



「泰阜村総合計画 平成28年度～37年度」より引用

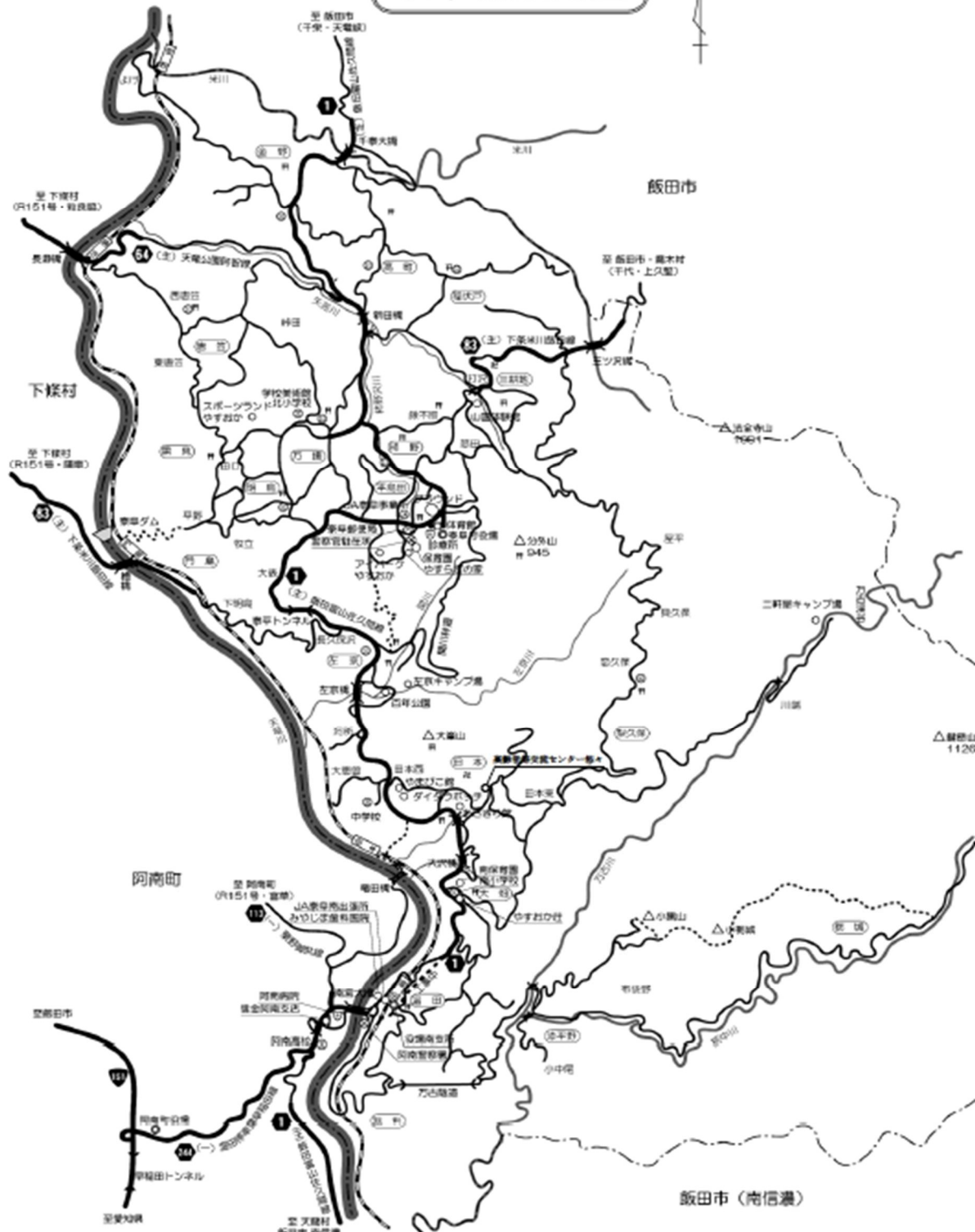
③ 交通

村の交通手段としては、現在、県道の整備が進んだことにより自動車主流になっている。本村には国道がないが、道路網は主要地方道3路線、村道及び農林道によって整備されている。本村と中心都市である飯田市を結ぶ幹線道路は（主）飯田富山佐久間線・（主）天竜公園阿智線・（主）下條米川飯田線の3路線である。中でも（主）飯田富山佐久間線は、温田地区の南宮工区の改良工事が完成し、南北を結ぶ主要幹線道路が2車線化となり、飯田市への通勤ルートが飛躍的に改善された。

公共交通機関としては、天竜川沿いをJR飯田線が通り、特急電車が止まる温田駅等5駅が利用できる。しかし、利用者数は少なく主に高校生の通学用になっている。

今後は、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通を見据えた県道改良、計画的な村道改良の推進が見込まれる。

泰阜村案内図



「泰阜村HP」より引用

2 本村に影響を及ぼす大規模自然災害

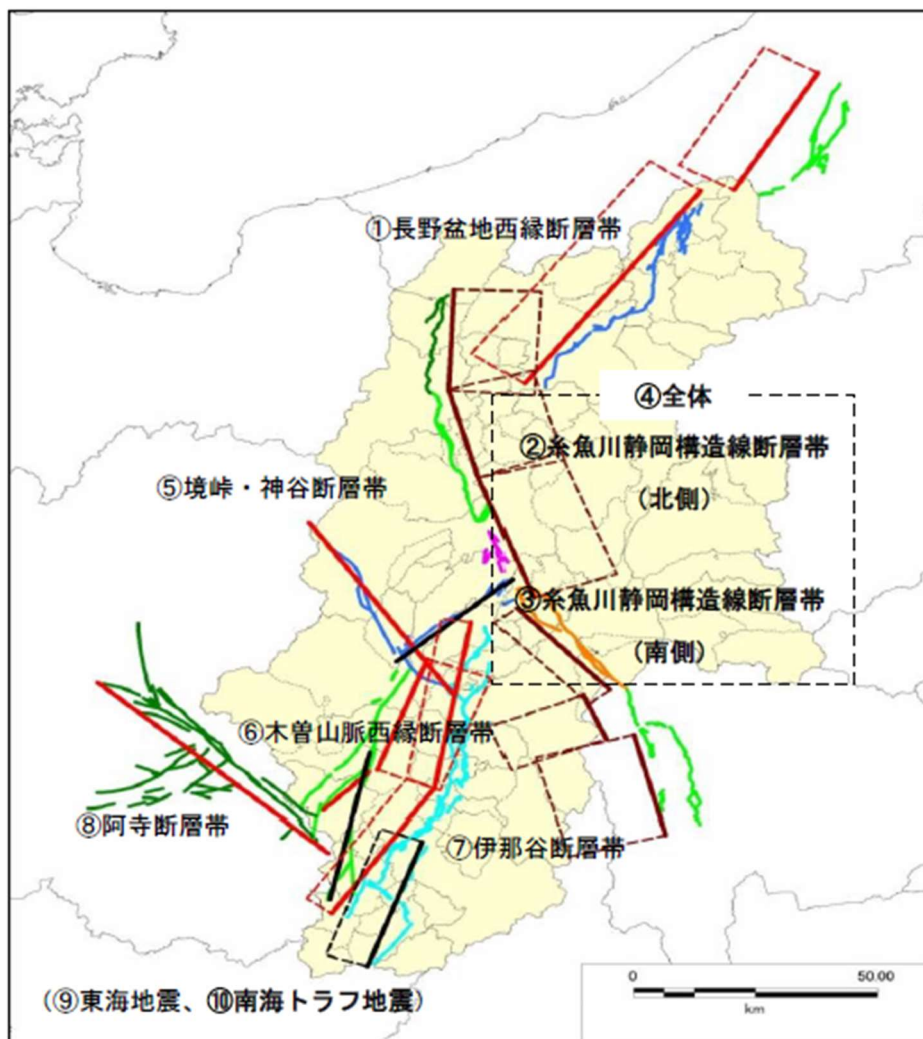
(1) 想定されるリスクの考え方

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けてきた。近年では平成23年3月の長野県北部地震や、平成26年2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の長野県神城断層地震等、多くの災害に見舞われている。本村においては、村民生活・社会経済に影響を及ぼすリスクとして、地域計画では大規模な自然災害を対象とする。

(2) 地震災害

① 今後想定される地震

長野県には、長野盆地西縁断層帯、伊那谷断層帯、阿寺断層帯等多くの活断層が存在している。県内をほぼ南北に縦断するように糸魚川-静岡構造線断層帯が延びており、諏訪湖付近では伊那谷断層帯が並走している。諏訪湖付近から南西方向には、境峠・神谷断層帯とその延長上に木曾山脈西縁断層帯が、県北東部には十日町断層帯、長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）がある。特に、糸魚川-静岡構造線断層帯は全国の活断層の中でも大地震の発生確率が高いとされ、今後の発生が危惧されている。また、県内にも大きな被害が予想される南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）が、今後30年以内に発生する確率は70%～80%とされている。

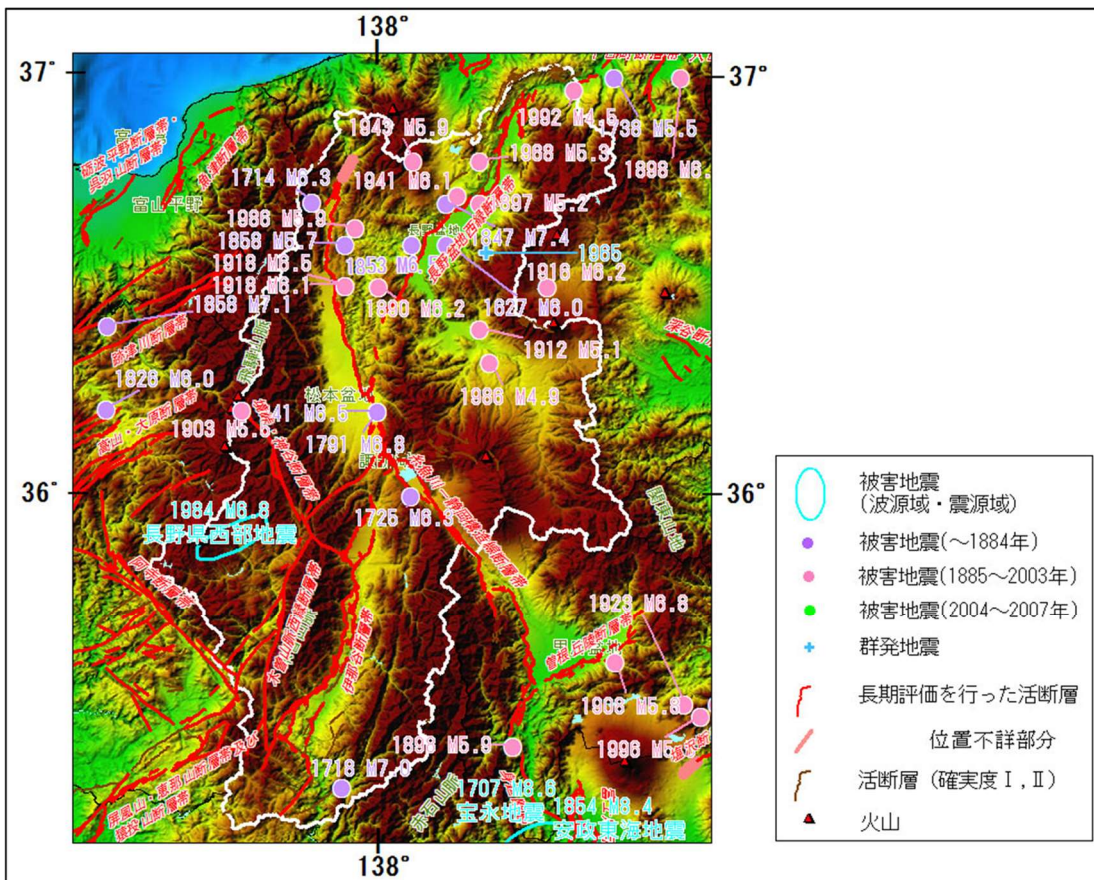


「第2期長野県強靱化計画」より引用

② 地震により想定される被害

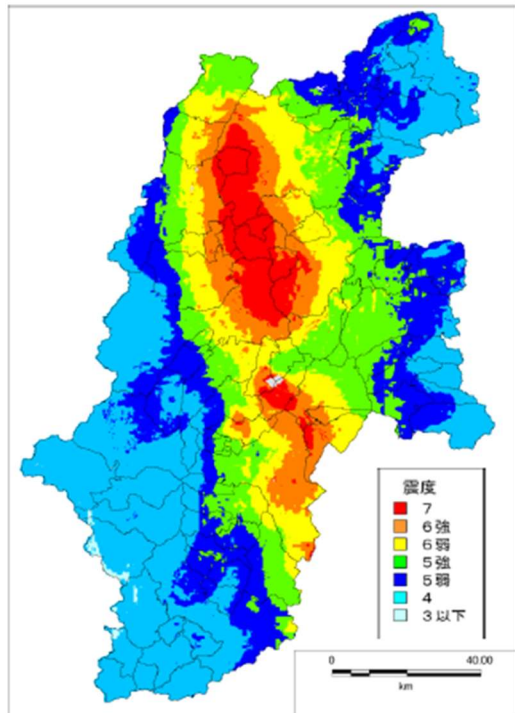
内陸地震は、長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる。歴史資料による過去被害地震については、県南部、静岡県や愛知県との県境付近では、1718年にマグニチュード7.0の地震（遠山谷の地震とも呼ばれる）が発生し、死者、家屋倒壊等の被害が生じた。また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、南海トラフで発生する地震がある。県内の3村が、「首都直下地震緊急対策区域」に指定され、県内の34市町村が、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

＜長野県とその周辺の主な過去の被害地震＞

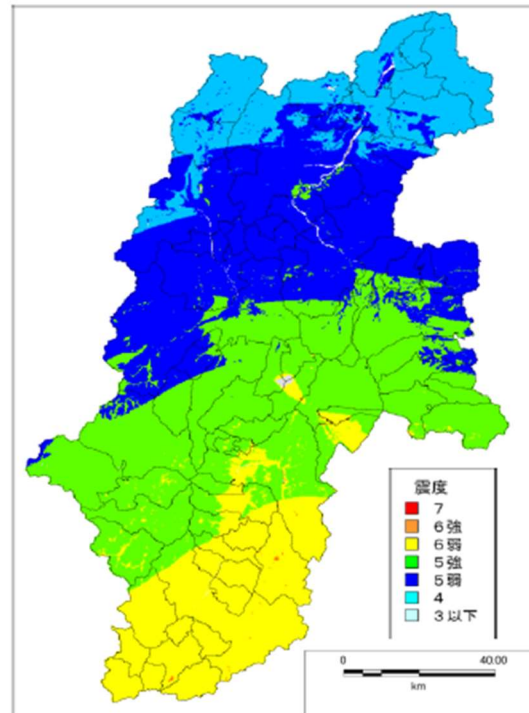


「政府 地震調査研究推進本部HP」より引用

本村の被害想定は、糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震では最大震度5弱である。村全体では震度4相当と想定される。また、南海トラフ地震（陸側）のケースでは、村全体で最大震度は6弱と想定される。



(例) ④糸魚川静岡構造線断層帯（全体）の地震



⑩南海トラフの地震（陸側ケース）

「第2期長野県強靱化計画」より引用

(3) 風水害

① 今後想定される水害

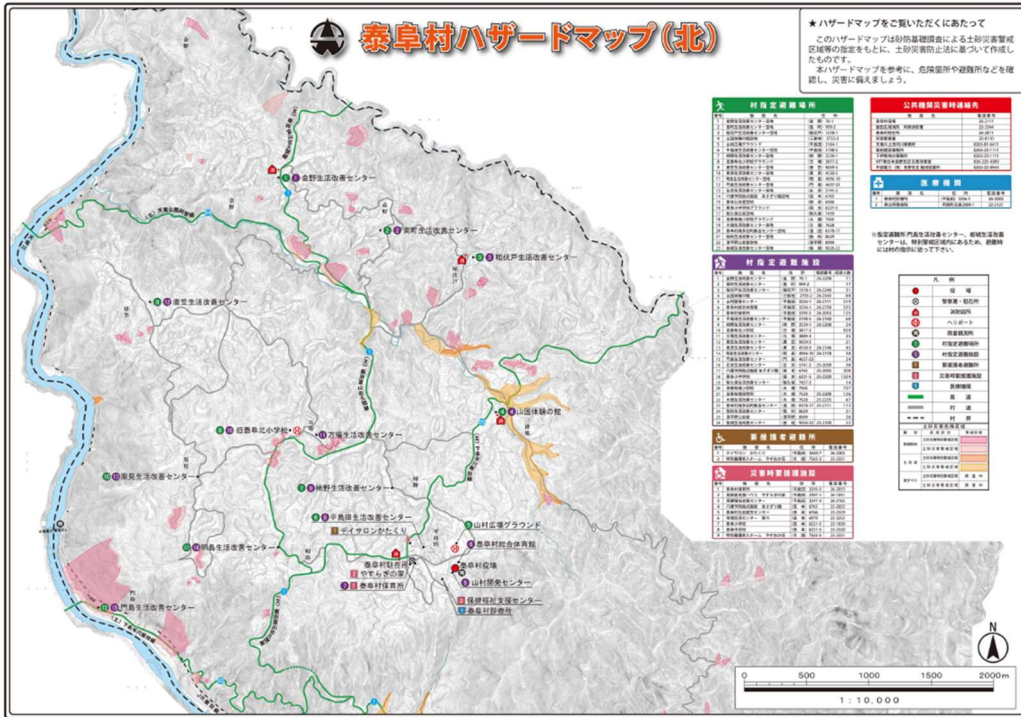
伊那谷の盆地を囲む四周の山地は自然の障壁をなし、県下では暴風、台風による災害は、比較的少ない地域である。しかし、近年は突発的な局地的な豪雨により、毎年のように全国各地で土砂災害が発生している。本村は、梅雨の時期が最も降水量が多く、太平洋から北上する停滞前線が本土上に長く居座ってぐずついた天候が続き、前線が伊那谷を通過する7月頃、梅雨の末期になって豪雨をもたらし災害を起こしやすい。

また、本村の地形から予想される急傾斜、地すべり、土石流災害は何度か発生している。そのため、温暖化による台風の大型化等による大規模な浸水被害を伴う水害や広域的な土砂災害等のリスクが考えられる。

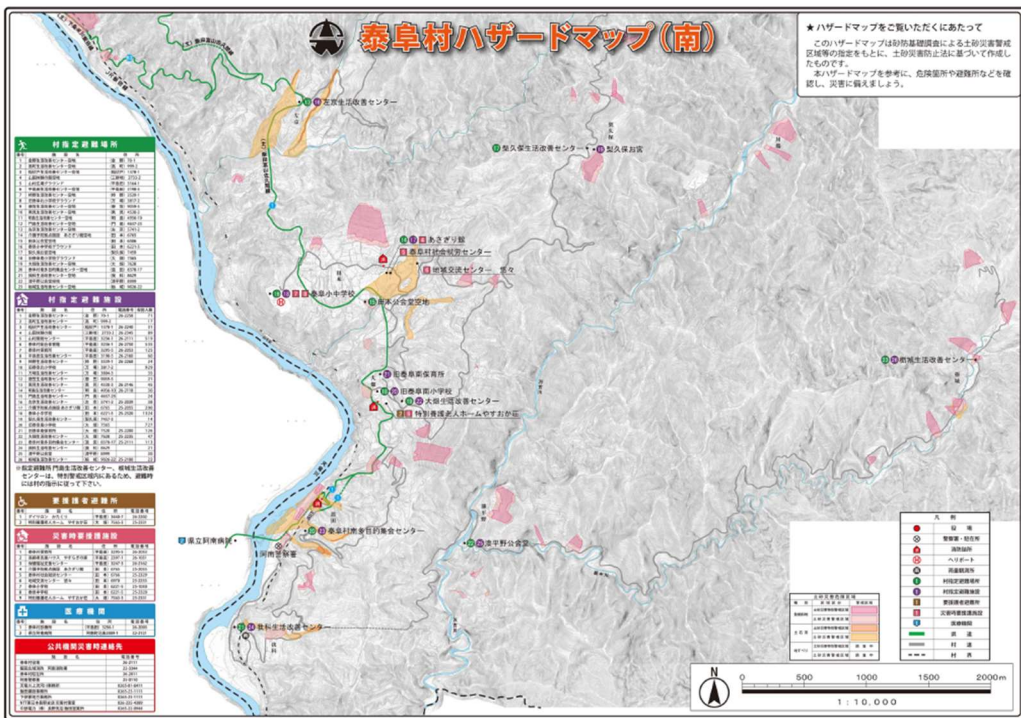
② 風水害による過去の被害と想定される被害

過去には昭和36年（1961年）梅雨前線豪雨では、被害の規模と深刻さにおいて長野県災害史上空前のものと言われている。伊那谷を中心に猛烈な集中豪雨が襲い、多くの土砂災害が発生、死者・行方不明者は136名、家屋の全壊・流失・半壊は1,500戸にも及んだ。本村においては、門島、温田、我科の天竜川沿岸の低地に集中し家屋の全壊、流失を始め、床上、床下浸水等35世帯、159人がり災した。道路は、各所において決壊、崩落を生じ、交通は切断され、耕地の流失等甚大な被害をもたらした。

近年、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる短時間の局地的な大雨等により、全国各地で浸水被害が頻発している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。そのため、少しの雨でも、河川の氾濫等 災害が発生する危険がある。本村においては、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念される。



「泰阜村HP」より引用



「泰阜村HP」より引用

3 災害リスクを高める社会的要因

東海沖地震の強化地域に指定され、阪神淡路大震災（1995年）、新潟中越地震（2004年）、福岡西部沖地震（2005年）、東日本大震災（2012年）等全国で頻繁に震度5以上の地震が発生している中、住民の災害に対する意識は高まっている。しかし、自主防災組織の強化や耐震診断、各家庭での家具転倒防止、非常持ち出し品等地震への備えは遅れている現状がある。

また、過疎高齢化に伴い、非常備消防への期待は大きくなっているが、消防団員数が減少するとともに団員のサラリーマン化が進んだことで平日の日中に活動できる団員が減少し、緊急時出動に十分な体制がとれなくなっている。

災害意識は向上しているものの耐震対応の遅れがあること、少子高齢化により地域の防災力が低下している状況にあることも災害リスクを高める要因となっている。また、行政としては災害対応の経験が少ないことが、大規模災害発生時に行政機能が低下するのではないかと懸念される。

第3章 計画の基本的な考え方

1 リスクの抽出

本村においては地震、台風・梅雨前線等による豪雨、竜巻・突風等の災害リスクが大きく想定される。また、土砂災害は地震や水害とともに生じる（複合的に発生する）可能性がある。これらに共通する被害としては、建物等の倒壊、道路の閉塞・寸断や孤立地区の発生がある。

一方で人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの維持困難、社会資本の老朽化といった社会的リスクは、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性がある。このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から村域を強靱化する必要がある。

2 目指すべき将来像

人口減少、少子高齢化や社会資本の老朽化等、社会的リスクへの対応を包含しながら、平時から大規模自然災害に対する備えを充実することにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避け、村民の生命や財産を守り、住民活動や経済活動を維持し、迅速な復旧・復興が可能となる強靱で回復力のある安全・安心な村を目指す。

また、村機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、村全体の強靱化を目指す。

3 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

4 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対し、以下7項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- (4) 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること
- (5) 流通、経済活動が停滞しないこと
- (6) 二次的な被害を発生させないこと
- (7) 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標の達成に向け、本村の地域特性や災害リスクを考慮し、7つの「事前に備えるべき目標」に基づく、29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

7つの基本目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られること	1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3 河川の氾濫に伴う住宅等建築物の浸水
	1-4 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生
	1-5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生
	2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	3-1 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3 テレビ・ラジオ放送の中断、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4 地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通、経済活動が停滞しないこと	5-1 交通ネットワークの機能停止
	5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞
	5-3 大規模地震による農業施設の被害拡大と長期間にわたる農業の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1 土石流、地すべり等による二次災害の発生
	6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出
	6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落
	6-6 避難所等における環境の悪化
7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性の評価と推進方針

1 脆弱性の評価

事前に備えるべき目標1：人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の推進)

木造住宅、多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進

地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。特に、阪神淡路大震災では建物の倒壊に伴う圧死が多く見られた。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断を推奨し、必要に応じて耐震補強工事を促進する必要がある。特に昭和年間しゅん工の建築物は、耐震診断を受ける必要性が高い。

(空き家対策の推進)

空き家等対策の推進

本村においては、空き家件数は令和2年8月時点でおおむね180件あり、うち老朽危険空き家は5件であった。空き家等実態調査において3割は対策を見いだせていない状況であり、今後、高齢化、人口減少傾向が続くことでさらに空き家の増加が見込まれる。

そのため、今後の対策を検討していく必要がある。災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、関係機関と連携し、除去や適性管理の指導等の対策を講じる必要がある。

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(災害応急対策拠点としての村施設の機能喪失の防止)

村施設の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進

村施設の非構造部材落下防止対策等は未実施である。また、災害拠点施設の割増補強等も未実施である。これらは大災害の発生時に、災害対策本部や避難所として使用する可能性の高い施設であり、一時的な受傷の防止と合わせて、対策を取る必要がある。

(災害に強い公共施設)

公共施設の消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を推進

村の公共施設の防火体制を確認するために、現在のところ、各施設の防火管理者の登録、消防用設備等の点検を確実にしている。今後も確実な維持管理等を進める必要がある。

(学校施設防災対策・社会体育施設の推進)

学校施設防災対策の推進

普段、児童・生徒が利用し、避難所に使用する可能性がある学校体育館が吊天井式となっており、大規模な地震による天井の落下が懸念されており対策が必要である。また、経年による屋根等の腐食もみられ、早期に天井の改修を行うべきだが、多大な事業費がかかるために、その進め方について検討が必要である。

社会体育施設防災対策の推進

社会体育施設については、小規模の補修は行っているが、現状の維持を目的としたものであり、防災や耐震の対策のものではない。施設の耐震診断実施と、必要に応じた耐震改修の実施が必要である。また、避難場所と指定されている総合グラウンドの整備についても必要である。

1-3) 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水

(治水施設の整備)

過去の洪水や水害発生状況を踏まえ、県と連携し計画的な河川改修を進める

本村は天竜川への支流がいくつもあり、支流の両岸とも急傾斜である。昭和58年の災害時に、河川の脆弱部は護岸、堰堤等により改修がなされ、その後は河川の氾濫の発生は確認されていない。しかし、林業が衰退してきていることもあり河畔林の立木が大木化しており、河川断面を埋塞し浸水するおそれがある。また、河川施設の老朽化の懸念もあるため施設の維持修繕を計画的に実施する必要がある。

(水防活動)

水防団と水防協力団体の連携による水防訓練の実施や水防体制の充実・強化

消防団が水防団を兼ねている。年1回、阿南地区の消防団と合同で水防訓練を行っている。長年、水防団が活動しなければならぬような大災害は発生していないが、有事備えた体制づくりと訓練が必要である。

1-4) 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生

(災害応急体制の確保)

自主防災組織が参加する防災訓練の定期的実施

本村では、毎年9月に2地区ずつ防災訓練を実施し、令和元年度で全地区での訓練ができた。令和2年度からは、地域防災マップを作成していく必要がある。

自主防災組織が自発的、自律的に訓練を行う必要がある。また、地域防災マップを全地区で作成し、これを基に全村のハザードマップの見直し、自主防災組織での避難訓練等を行う必要がある。

(普及・啓発・自主防災活動の活性化)

村民に対し、身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を普及・啓発し、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を図る

令和2年7月豪雨時に、本村では初めて避難勧告を発令し50人ほどの村民が避難をした。村民一人一人の危機意識が低く、何とかなる、村が何とかしてくれるという意識が強い状況である。また、本村では備蓄を行っておらず、備蓄がない状況である。

そのため、村民一人一人の危機意識・防災意識を高め、自らの安全は自らで守るという意識を持たせる必要がある。また、各避難所や防災倉庫への備蓄等を整備する必要がある。

自主防災組織の組織化の推進、危険箇所の点検等、平時からの活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による住民の安全確保を図る

本村では、毎年9月に2地区ずつ防災訓練を実施し、令和元年度で全地区での訓練ができた。令和2年度からは、地域防災マップを作成していく。住民から危険箇所の情報を提供してもらいながら地域防災マップを全地区で作成し、これを基に全村のハザードマップの見直し、自主防災組織での避難訓練等を行う必要がある。

(避難誘導體制の充実)

土砂災害による被害の発生が予想される医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導體制の確保を推進

村内では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）指定に、2か所の社会福祉施設が含まれており、今後の対応について検討している状況である。

今後は、避難行動要支援者（災害時要援護者）への避難確保計画等のマニュアル作成や施設付近への防護壁の設置等が必要になる。

(土砂災害危険箇所の解消)

土砂災害危険箇所のうち、緊急性を鑑み施設整備を推進

本村は大畑地区や田本地区等で地区の大半が土砂災害危険地域に指定され、定期的な点検を実施し、長野県による施設整備が進んでいる中、近年の豪雨により崩落等が発生している。土砂災害危険箇所内に避難所や公共施設が点在しており、地すべりによる避難所の被災が予想される。

このような事態にならないために、避難所指定の検討を進めていく必要がある。また、危険箇所の点検を実施し、変動が確認された場合は速やかに施設の整備を進めていく必要がある。

(流域治水対策の推進)

流域治水対策の推進

昨今の大雨、台風により村内河川の護岸決壊等が発生している状況である。当該箇所や河川改修や治水対策を行う必要がある。

1-5) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

(住民主体での避難対策の強化)

「災害・避難カード」「防災カルテ」を作成する取り組みの普及促進

災害時の避難情報等は平成26年に作成したハザードマップに記載されているが、それ以降見直しが出ていない。災害時の避難方法について、住民に対し風水害、地震等災害別に周知を図る必要がある。

村民への災害リスクの周知

令和2年7月豪雨時に、本村では初めて避難勧告を発令し50人ほどの村民が避難をした。村民一人一人の危機意識が低く、何とかなる、村が何とかしてくれるという意識が強い状況である。

そのため、防災訓練や広報紙、CATV等を利用し、避難行動の大切さや早期避難の依頼等を広報する必要がある。また、村として避難勧告、指示への判断の遅れ等がないような体制構築が必要である。

地区避難計画等の策定・更新の推進

令和2年度から地区ごとに順次、地域防災マップを作成していくこととしており、完成した地域防災マップを基に、地区内での避難計画を策定する必要がある。

(情報伝達体制の周知と多重化)

適切な指定緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底を事前に実施。災害が発生するおそれがある場合、村で情報共有や連携を図りながら、適時、指定緊急避難場所等の開設等を行い、住民の安全を確保

本村では、指定緊急避難所として57か所を指定しているが、災害の種類によっては、安全な場所ではない避難所も含まれている。災害の種類で避難所を指定するのではなく、すべての災害で避難できる場所の選定、見直しが必要である。

災害時において、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないように、通信手段の多重化等の対策を検討

現在の通信手段は、固定電話と県防災無線、衛星携帯電話である。ケーブルの断線、停電等により通信が絶たれた場合、県防災無線と衛星携帯電話のみとなる。これらについて、役場の全職員が使用できるように使用方法等の熟知が必要となる。

(学校での防災教育、避難訓練の実施)

学校における防災教育、避難訓練の実施により災害時の適切な避難行動を確保

避難訓練を含めた防災訓練の実施と起震車を活用した疑似体験を受ける機会がある。また不定期で有識者を招いた防災教育を行っている。

地震防災に関する訓練が主となっているが、全国的に大規模な土砂災害や風水害が頻繁に発生している点から、今後、それらの災害に対する訓練にも注力していく必要がある。長期的な視点で危機管理能力を高める防災教育も必要と考えられる。

また、早期に避難が開始できる情報環境の整備と、保護者との迅速な通信手段の確保が必要である。

(要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり)

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

村の中で日頃から「顔の見える地域づくり」に心がけており、おおむね要配慮者の把握はできている。今後、明文化した計画書の作成に努めるが、要配慮者は随時変わっていくので、更新頻度には課題が残り、合理的な検討が必要である。

住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進

村の中で日頃から「顔の見える地域づくり」に心がけており、図式化したマップ等はないが、おおむね要配慮者の把握はできている。毎年の避難訓練時に危険箇所マップを作成するとともに、要配慮者の把握も行う必要がある。

「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の受入体制の充実を推進。また、一般の避難所についても、避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を推進し、避難者の生活環境の確保に努める

令和2年現在で、2か所の福祉避難所を有し、おおむね設備は整っている。ただし、運営に際しては、特定の職員に負うところが大きい状況であり、担当職員が交代する可能性があるため、運営マニュアル等の作成に努め、現状を改善する必要がある。

大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制の構築を推進

連携相手としては、村社会協議会が唯一無二の団体であり、日頃から連携体制は整っている。現状の連携体制を維持するとともに、社会福祉協議会や包括支援センター等の機関について、有資格者等の知識を有する者の確保に努める必要がある。

事前に備えるべき目標2：負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生

(道路災害の未然防止)

落石や岩石崩落等の道路防災点検の結果に基づき、防災対策施設（落石防護柵等）整備等の防災対策工事を実施（緊急輸送路を優先）

本村は平成26年度にストック点検（法面）を実施し、村道の法面点検を実施した。その結果に基づき必要箇所の法面保護工を実施しているが、孤立するおそれのある集落へ接続している路線への対応は十分ではない。う回路が整備されていない、または、法面对策が十分でない箇所の崩落等により長期孤立するおそれがある。

このような事態にならないために、村道、林道のう回路の整備を進めていく必要がある。また、孤立するおそれのある集落へ接続している路線の重点的な法面保護工事、落石防止対策を進める必要がある。

(物資の備蓄実施)

南海トラフ地震の被害想定に基づき、公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進

令和2年度現在で、本村では、公的備蓄をしておらず、備蓄がない状況である。南海トラフ地震の発生等を勘案し、今後、数年をかけて備蓄を整備していく必要がある。

(集落での備えの充実)

防災週間等、あらゆる機会での取組を通じ、住民に「3日以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進

本村では、公的備蓄がないため、防災訓練等で住民に「各自最低3日分の備蓄」をするように指導してきた。各避難所、防災倉庫等への備蓄整備も必要であるが、今後も継続して村民自らが備蓄するように促進していく必要がある。

災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保。特設公衆電話の設置等避難所の防災機能の強化を図る

本村は、山間部にあるため倒木等が多発する。倒木、崩落が発生することにより孤立する可能性がある集落もある。倒木が多く発生するため、道路や各種ケーブル周辺の予防伐採等が必要である。

(大雪に伴う孤立を防止する冬期交通の確保対策の推進)

過去の大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施

本村は比較的大雪を記録することがないが、平成26年の大雪時には主要道路への除雪対応が十分にできず、村内南北間の移動ができるようになるまで半日の時間を要した。村内業者に対応路線を決め、除雪対応を依頼しているが主要路線を順次、除雪をしているのが現状である。大雪災害時に集落内の主要でない路線については、集落での対応となり孤立するおそれがある。

このような事態にならないために村内企業の除雪体制の充実、集落への除雪機の貸与、広域的な除雪支援体制を構築するよう検討を進めていく必要がある。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

(早期の道路啓開、復旧の想定)

緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保

本村にアクセスする路線は縦断方向に（主）飯田富山佐久間線があり、整備が進んでいるが、この路線が通行止めになった際に、横断方向にある（主）天竜公園阿智線及び（主）下条米川飯田線は整備が進んでおらず、緊急車両等が本村へ到達する手段が航空のみとなってしまう。ヘリコプターの離着陸できる箇所は限られてしまい迅速な対応ができないことが予想される。

このような事態にならないために、道路の連続性が欠けた箇所（間隙）の解消をさらに進めていく必要がある。主な横軸となる（主）天竜公園阿智線、（主）下条米川飯田線のさらなる整備の推進と、主要路線から集落へ接続する村道及び林道の危険箇所の整備の必要がある。

(消防団員の効果的な確保対策)

県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進

泰阜村消防団の定員は90名と定める中、令和2年度現在89名が入団している。しかし、様々な事情により、実際に活動できている団員は70名ほどとなっている。

実際に活動に参加できる団員を増やしていく必要があるとともに、定年や退団により団員数の減少が予想されるため、新規入団者の確保が重要となる。

(自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援による地域防災力の向上)

地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を推進

自主防災組織内では、各家庭の家族構成や要介護者の居場所の把握といった事柄までの把握はできている。村民のつながりを大切にして、避難者の確認や避難されていない人の特定ができるような地域であり続けるために、今後も地域内、自主防災組織内での連携を維持する必要がある。また、自助、共助ができる自主防災組織へと進化させる必要がある。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給確保と災害対応能力強化)

泰阜村診療所等重要施設の安定運用の為、燃料（薪（まき））備蓄を推進

診療所を利用する方に、支障木の伐採、薪（まき）の提供等について呼び掛けている。

集めた木を定期的に薪（まき）にして、災害時等は活用し、平時には診療所を冬場でも暖かくするように心がけている。診療所の灯油タンクは、半分になったら一杯にする等、日常不断の努力が必要である。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

(泰阜村診療所等の各計画マニュアルの整備、実動訓練の実施)

関係機関により実施される災害実動訓練や、泰阜村診療所等での業務継続計画等の策定を促進

社会福祉協議会と合同避難訓練を実施している。また、村の防災訓練にも、令和2年度からは泰阜村診療所の事務員は参加して防災計画の把握に努めている。診療所業務継続計画は防災計画にのっとり実施する必要がある。

(災害医療体制の充実)

災害医療関係機関の体制及び連携の強化

飯伊包括医療協議会の大規模災害医療救護計画が策定されており、それに基づいて医師会、歯科医師会、薬剤師会の救護体制ができています。市町村長より医療救護班の出動要請ができる体制になっている。

包括医療協議会と連携し、計画の修正や追加をしていく必要がある。村の国保直診診療所と救急についてシミュレーションをしていく必要がある。

重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築

令和2年度現在、児童福祉法や障害者総合支援法によるサービスを受けている重度障がい児者はおらず、介護保険の要介護認定されている者についてはおおむね把握ができていて、特別に「支援ネットワーク」と称するものはないが対応はできている。

(災害に強い医療機関)

病院等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を推進

医療機関の消防設備の適正な設置及び管理体制について本村で把握できている。今後も医療機関の消防設備の適正な設置及び管理体制を把握し、防災訓練の実施や社協、消防団との情報共有に取り組んでいく必要がある。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(疫病・感染症等の大規模発生を防止するマニュアル作成等による体制整備)

感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の大規模発生を防止

新型インフルエンザ行動計画は策定しており、コロナ対策に読み替えている。新型コロナウイルス感染症の状況は変化しており、見直し確認はできていない。今後見直しを行い、必要に応じて改定していく必要がある。

(避難所での感染症対策)

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備

避難所計画には手洗いや消毒といった感染症対策を含む衛生管理の他に、ごみ、風呂、トイレ、掃除、ペット、生活用水といった項目を避難所内の衛生班の管理としており、感染症を予防する対策法を明記している。新型コロナウイルス感染症を含む避難所内で起きやすい感染症の症状や予防策を記載することで、避難者における感染症対策をより充実させる必要がある。

事前に備えるべき目標3：必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

3-1) 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

(村役場の業務継続体制)

代替施設の確保を含め、災害時も村の業務継続体制が確保されるよう、業務継続計画（BCP）の修正を進める

村役場の代替施設として、社会福祉協議会を検討している。業務継続計画（BCP）については令和2年度現在、未策定である。代替施設として他に適正な施設がないか検討する必要がある。また、業務継続計画（BCP）の策定について検討を行う必要がある。

(村庁舎、施設の耐災害性向上)

電力の供給が停止された場合でも必要な機能を維持できるよう自家発電装置や太陽光パネル・蓄電池の設置等、非常用電源の確保に努める

役場庁舎の自家発電設備と、総合体育館、各学校への太陽光発電設備は設置済みである。今後は、蓄電池の購入や各避難所での電源確保を目指し、大災害に備える必要がある。

(周辺自治体との広域連携の推進)

災害時の広域応援・受援体制の強化

三遠南信地域の受援体制は広域で締結しているが、その他の広域応援協定等は締結できていない。大災害時に備えて、広域応援・受援体制の強化を行う必要がある。

村域を越える広域避難の検討

村がすべて橋でつながっているため、災害等により橋が通行不能の場合、孤立状態となる。他市町村等への避難はまだ検討していない。広域避難について、飯田広域連合や近隣市町村と検討する必要がある。

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

(長野県防災行政無線の安定した通信の実施)

長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理

県防災無線は、気象等の情報を受けるのみとなっている。県の防災無線機能を活用して情報を受けるのみではなく、県への連絡手段を検討する必要がある。

3-3) テレビ・ラジオ放送の中断、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(効率的、効果的な情報提供の実施)

インターネット、電子メールやSNS等の媒体を通じた効率的、効果的な情報提供の実施

本村では、村ホームページをリニューアルし、高齢者や障がいのある方でも見やすいものとなして、情報提供を行いやすい体制を整えつつある。今後も、高齢者や障がいのある方やその他の方の意見を取り入れながら、災害時に垣根なく必要な情報を得られるように体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標4：必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

倒木によるライフライン被害軽減対策の推進

ライフラインとなる村道及び林道、電線へ影響のある立木について伐採作業を進めている。これらの事業により倒木による停電や通行止めの発生を比較的抑えられてきているが、里山整備が進んでいないことにより立木が大木化し、事業の進捗が思うように進んでいないため、対策を図る必要がある。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

（上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化）

重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を推進

緊急遮断弁は、各浄水場には設置済みであるが、各配水池には未設置である。配水池への緊急遮断弁の設置及び、耐震管への敷設替えを実施する。

4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（合併処理浄化槽の設置促進）

県の補助事業との連携により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を推進する

毎年、住民の合併処理浄化槽への転換を促進している。今後も継続して、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備

緊急輸送道路ネットワークは（主）飯田富山佐久間線は整備が進み2車線による往来が可能となっているが横断方向の（主）天竜公園阿智線、（主）下条米川飯田線及び前述3路線と集落を結ぶ路線及びそれらの回路が脆弱であり、主要路線が寸断された際に地域交通ネットワークが分断されるおそれがある。また、本村へのアクセスには橋梁を通過しないとアクセスができないこともあり橋梁の維持修繕及び耐震対策の推進が必要であると考えます。

このような事態にならないためにも天竜公園阿智線及び下条米川飯田線の防災対策の強化、村内橋梁の定期的な点検を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標5：流通、経済活動が停滞しないこと

5-1) 交通ネットワークの機能停止

(道路ネットワークの維持管理)

災害発生時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する

本村の管理橋梁は令和2年10月1日現在、村道72橋となっている。これらの管理橋梁は点検を実施し緊急性を鑑み順次維持修繕工事を進めている。今後大規模な地震が発生し落橋した場合には孤立する集落も懸念される。

このような事態にならないためにも、橋梁の耐震化対策を推進する必要がある。

(公共交通の機能確保)

公共交通機関における施設、設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する

村内の公共交通機関は、JR飯田線のみ状況である。災害時にはJRと連携し早期復旧へ協力を行う必要がある。

5-2) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

(農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進)

農業用施設等の被災による農作物の生産能力低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震診断を推進。また、基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施

本村は山間地で、用排水、圃場等の農業条件は悪い。その中で、災害に備えた基幹的水利施設の耐震診断や長寿命化を図る必要がある。

(輸送交通基盤の確保)

林道橋等の老朽化により生ずる被害を未然に防止するため、インフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を実施し、計画的な保全整備を推進

本村の管理橋梁は、令和2年10月1日現在16橋となっている。橋梁長寿命化計画を策定し、計画に基づき点検、修繕を順次行っている。管理橋梁の大半が架設後40年以上となり、これらの橋梁は集落の生活道路となっている。老朽化による破損等が懸念され交通に支障のある破損の場合は長期間孤立するおそれがある。

このような事態にならないためにも計画的な点検、維持修繕及び耐震化を進めていく必要がある。

5-3) 大規模地震による農業施設の被害拡大と長期間にわたる農業の停滞

(水資源関連施設の整備推進等)

渇水時の情報共有の緊密な実施、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）の作成

南地区に3水源、北地区に2水源を擁しているが、自然流下による水源はなく電気が止まれば断水する。

事前に備えるべき目標6：二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべり等による二次災害の発生

(土砂災害危険箇所を点検し、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性の確認)

土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に応急対策工事を実施

県農政部、建設部の地すべり事業を活用し、指定区域の管理点検、整備を行う。

地域住民と連携し、土石流、地すべり等の前兆把握に努め、迅速な応急対策工事を実施する必要がある。

6-2) 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限

(ハザードマップの更新等と耐震化対策の推進)

ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップを更新。また、ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震化対策を推進

現在、十分に管理されていないため池が多く存在するために、現状把握が必要である。ため池等の損壊に備え、人的被害を及ぼす重点ため池の調査と、その上での管理指導を行う必要がある。

6-3) 有害物質の大規模拡散・流出

(環境保全)

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等について、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図る

令和2年度現在、村内で水質汚濁等は起きていないので、緊急時に対応する実績がない。そのような事態が発生した際には、まず、村内の有害物質使用施設の特定をする必要がある。

6-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や農業用排水路等の農業生産基盤の整備・機能保全対策を計画的に実施

現在、農業後継者の減少により村内の農地の荒廃が進んでいる状況にある。

国県補助事業を活用して、用排水路、圃場の整備及び既存施設の強靱化を図る必要がある。また、農業後継者が減少する中、作業受託による新たな担い手、機械化による効率的農業、新規作物、伝統野菜の保護を推進する必要がある。

農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池等の機能は、地域での共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る

水路、農道、ため池等農業用施設が農業の後継者不足により維持できなくなっている。

中山間地域直接支払制度、多面的機能支払制度の活用を広め、集落での協同取組による施設の維持改良等の支援を進める必要がある。

(農林道の整備)

林道整備の推進

林道、農道等開設から数年が経過し、法面崩落、路肩決壊が進んでいる。林道、農道とはいえ人家、集落をつなぐ重要路線である。集落の愛護活動、国県補助事業を活用し改良整備を進める必要がある。

(山地災害による被害の軽減のため、治山事業を実施)

間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進

木材の価値が低下する中で森林管理がされず、台風等による倒木や、さらには山崩れが発生している。

「森林管理制度」の活用により、意向調査を実施し森林管理を進める必要がある。

(災害に強い森林づくり)

森林経営管理制度の活用促進

森林経営管理制度の周知区長会等を通じて、制度の概要と意向調査の実施計画を周知する。

年度計画をするとともに、住民への周知啓発を進める。

6-5) 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落

(正確な情報の適切な時期の発信)

大規模自然災害発生時に、メディア等で視聴者に誤認されるような情報が流されることで、風評被害に遭うことを避けるため、必要な情報を適切な時期に情報発信を実施

これまでの災害発生時は、状況確認を十分行った上で、村ホームページに内容を掲載し、住民へ災害情報を提供した。

迅速な情報提供と正確な情報提供を両立することが課題であり、今後も庁内連携を十分にとって正確な情報を村民へ提供する必要がある。

6-6) 避難所等における環境の悪化

(災害時の避難所運営の取決めを事前策定)

避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄、マニュアルの策定を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進

令和2年度現在では、村の備蓄自体がない状況であり、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄、マニュアルの策定が未着手の状況である。必要な対策について検討する必要がある。

事前に備えるべき目標7：被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策の推進)

災害廃棄物処理体制の強化

令和2年度現在、災害廃棄物の処理を行った実績がない。大規模災害の発生時に廃棄物の仮置場等をどこにするかといった課題について検討する必要がある。

(有害物質対策の検討)

有害物質の飛散・流出対策について大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討

令和2年度現在、有害物質の処理を経験していない。発生する災害廃棄物及び有害物質の処理について、平時より検討する必要がある。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

(がれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態の回避)

障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去して速やかな道路啓開等の実施。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示

振興課建設係と連携し、状況に応じて、村内業者への依頼等に対応する必要がある。

(社会資本の適切な維持管理)

道路施設、河川構造物、砂防施設等の計画的点検、補修等の実施

職員数が少ない中で道路、河川、砂防施設の点検実施ができない。職員が施設の点検ができるよう計画を立てるとともに、地区、郵便配達員、宅配業者等と協定を結び職員の点検を補う必要がある。

7-3) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティア活動の推進)

災害復旧地域ボランティアの受け入れを推進

令和2年度現在、災害復旧地域ボランティア受入れの担当係が明確にはなっておらず、対応できていない。担当係を決定して、平時より対応を検討する必要がある。

(文化財の保護対策の推進)

文化財保護対策の推進

一部の文化財で、地区住民による訓練を実施しているが、多くはまだ関心が低い。また、直接住民の生活に影響する施策に重点を置き、優先しているため、予算面での優先度も低い状況にある。そのため、まずは住民の文化財に対する関心を高める必要がある。

2 推進方針

事前に備えるべき目標1：人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の推進)

木造住宅、多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進

耐震診断は実施しているが、診断止まりとなることが多い。耐震診断後の耐震化工事実施について、住民へ必要性を伝え啓発を行う。

(空き家対策の推進)

空き家等対策の推進

大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生、延焼等を防止するため、残りの踏査を実施後、早急に協議会を開催し今後の対策を検討していく。

空き家の利用を希望する人に対し、居住のみならず、店舗や社宅、地域コミュニティ拠点等として活用できるよう制度整備を進める。

1-2) 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(災害応急対策拠点としての村施設の機能喪失の防止)

村施設の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進

村施設の非構造部材落下防止対策等、また、災害拠点施設の割増補強等について、現状を把握したのち、対策補強の検討に入り、実施していく。

(災害に強い公共施設)

公共施設の消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を推進

今後も防火管理者の体制強化、消防用設備等の点検を確実に行うことで、村の公共施設の確実な維持管理を進める。

(学校施設防災対策・社会体育施設の推進)

学校施設防災対策の推進

国の補助等の適切な財源について検討するとともに、学校体育館天井改修、学校体育館屋根及び外壁塗装、落雷防止設備の設置等の対策について、順次、工事实施の検討を行う。

社会体育施設防災対策の推進

総合体育館、屋内ゲートボール場、弓道場等の施設の耐震診断実施と、必要に応じた耐震改修の実施、そして、避難場所としての総合グラウンドの整備について、グラウンドの表面整備とトイレの改修等を進める。

1-3) 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水

(治水施設の整備)

過去の洪水や水害発生状況を踏まえ、県と連携し計画的な河川改修を進める

河畔林の立木が大木化しており河川断面を埋塞し、浸水するおそれや河川施設の老朽化の懸念が顕在化しないよう、河畔林の整備及び河川の整理、河川施設、砂防堰堤等の維持修繕を計画的に進めていく。特に避難所に近接する、これらの懸念がある箇所について重点的に対応を行う。

(水防活動)

水防団と水防協力団体の連携による水防訓練の実施や水防体制の充実・強化

減少傾向にあり、本来の定員を充足していない消防団員の確保を行うとともに、実災害の発生に備え、団員の知識と技術を磨く。

1-4) 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生

(災害応急体制の確保)

自主防災組織が参加する防災訓練の定期的実施

各自主防災組織内の地域防災マップの作成事業を行い、各自主防災組織の地域防災マップを基に泰阜村全域のハザードマップ作成事業を行う。

自主防災組織が自発的、自律的に訓練を行うよう啓発を行い、村としても必要な資機材の貸出しや助言を行う。

(普及・啓発・自主防災活動の活性化)

村民に対し、身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を普及・啓発し、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を図る

財源の確保を行った後、各避難所、防災倉庫へ備蓄を整備する。

避難行動等の啓発、普及については、自主防災組織等へ出前講座やチラシ配布を行う。

自主防災組織の組織化の推進、危険箇所の点検等、平時からの活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による住民の安全確保を図る

住民から危険箇所の情報を提供してもらいながら地域防災マップを全地区で作成することで、地域の住民しか知らない情報を盛り込む等、充実した内容の各自主防災組織内の地域防災マップの作成事業を行い、各自主防災組織の地域防災マップを基に泰阜村全域のハザードマップ作成事業へとつなげる。

(避難誘導體制の充実)

土砂災害による被害の発生が予想される医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導體制の確保を推進

「地域共生ホーム悠々」等の施設に土砂災害を防ぐための防護壁の設置工事を行うよう検討を進める。また、水防法の改正により、一定条件の施設へ義務付けられている、避難行動要支援者（災害時要援護者）の避難確保計画等のマニュアル作成を促進する。

(土砂災害危険箇所の解消)

土砂災害危険箇所のうち、緊急性を鑑み施設整備を推進

現状指定されている避難所を含め、避難所指定の検討・見直しを進めていく。また、危険箇所の点検を実施し、変動が確認された場合は速やかに、村道・林道法面の保護工事、落石防止対策工事、そして人家・公共施設等の被害防止工事を実施して、安全を図る。

(流域治水対策の推進)

流域治水対策の推進

昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組む。また、これについて県や周辺自治体と情報交換を行いつつ、連携を図る。

1-5) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

(住民主体での避難対策の強化)

「災害・避難カード」「防災カルテ」を作成する取り組みの普及促進

ハザードマップの見直し時等に合わせて避難カード等の普及を行い、災害時の避難情報等を住民に伝える。また、防災訓練時の消防団による講話や情報提供等も用いながら、平時より大災害等の非常時の備えを進める。

村民への災害リスクの周知

防災訓練や広報紙、CATV等を利用し、避難行動の大切さや早期避難の依頼等を広報する。また、村として避難勧告、指示への判断の遅れ等がないような体制構築について、避難勧告初動マニュアル等の整備等の検討を行う。

地区避難計画等の策定・更新の推進

地域防災マップの完成した地区より順次、地区内での避難計画を策定し、該当地区の住民へ防災訓練等を通じ、周知を行う。

(情報伝達体制の周知と多重化)

適切な指定緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底を事前に実施。災害が発生するおそれがある場合、村で情報共有や連携を図りながら、適時、指定緊急避難場所等の開設等を行い、住民の安全を確保

地震や風水害等の災害の種類で避難所を指定するのではなく、すべての災害で避難できる場所の選定、見直しを行う。また、避難所開設に関して、役場内で適切に対応できるよう検討を行う。

災害時において、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないように、通信手段の多重化等の対策を検討

県防災無線と衛星携帯電話のみとなる。これらについて、役場の全職員が災害時に使用できるように、平時に使用方法等について教育を受ける。

(学校での防災教育、避難訓練の実施)

学校における防災教育、避難訓練の実施により災害時の適切な避難行動を確保

児童・生徒に対する、より実効的な防災訓練実施の検討と、授業等における防災教育の拡充を行う。また、早期に避難が開始できるためにJアラートを直接受信できる機器等の整備の検討と、児童・生徒の保護者と迅速に連絡ができる双方向の通信環境構築の検討を進める。

(要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり)

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

日頃からの「顔の見える地域づくり」は、今後も継続して取り組む。住民福祉課及び役場内関係部局で要配慮者名簿を作成し、適切な管理・運用を行うとともに、災害時には活用できる体制を構築する。

住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進

日頃からの「顔の見える地域づくり」は、今後も継続して取り組む。毎年の避難訓練時に危険箇所マップを作成するとともに、要配慮者の把握も行う。

「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の受入体制の充実を推進。また、一般の避難所についても、避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を推進し、避難者の生活環境の確保に努める

担当職員が交代する可能性があるため、住民福祉課と福祉避難所担当職員が協議する場を設け、誰もが安定的に運営できるための福祉避難所運営マニュアル等の作成に努める。

大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制の構築を推進

村社会福祉協議会との顔が見える連携体制を密接に維持するものとする。社会福祉協議会や包括支援センター等の機関について、有資格者等の知識を有する者の確保に努める。

事前に備えるべき目標 2 : 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生

(道路災害の未然防止)

落石や岩石崩落等の道路防災点検の結果に基づき、防災対策施設（落石防護柵等）整備等の防災対策工事を実施（緊急輸送路を優先）

村道、林道のう回路の整備を進めていく。また、孤立に関係する路線において、法面保護工事、落石防止対策を重点的に進め、孤立を回避できるように図る。

(物資の備蓄実施)

南海トラフ地震の被害想定に基づき、公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進

今後、数年をかけて各避難所、防災倉庫へ公的備蓄を整備し、南海トラフ地震等の発生に備える。

(集落での備えの充実)

防災週間等、あらゆる機会での取組を通じ、住民に「3日分以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進

今後、数年をかけて各避難所、防災倉庫へ備蓄を整備する。村民へ非常持ち出し袋の斡旋等を通じ、「3日分以上、推奨1週間」の家庭での備蓄を促進する。

災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保。特設公衆電話の設置等避難所の防災機能の強化を図る

倒木が多く発生するため、道路や各種ケーブル周辺の予防伐採等を行う。また、各地区の避難所（生活改善センター）に特設公衆電話を設置して孤立発生の際に対応している。

(大雪に伴う孤立を防止する冬期交通の確保対策の推進)

過去の大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施

村内企業の除雪体制の充実、集落への除雪機の貸与、広域的な除雪支援体制を構築するよう検討を進める。除雪機購入事業を通じ、19集落へ除雪機を貸与できるよう購入する。また、除雪事業者の連携を図り、体制の充実を図る。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

(早期の道路啓開、復旧の想定)

緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保

主に災害時の緊急車両の通行確保等、村民の生命の安全を図るため、幹線県道から集落へつながる道路を中心に、必要な路線の法面補強、舗装補強、路肩補強、拡幅、あるいは改良・防災工事を実施する。

(消防団員の効果的な確保対策)

県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進

新規入団者の確保について方策を検討するとともに、村消防技術大会時に団員や団員家族へ商品券を配布する。

(自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援による地域防災力の向上)

地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を推進

今後も地域内、自主防災組織内での連携を維持できるよう、村としてのバックアップについて検討を行う。また、自助、共助ができる自主防災組織へと進化させるため、緊急時等に救助や倒木撤去に用いる資機材の整備・購入を行う。

2-3) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給確保と災害対応能力強化)

泰阜村診療所等重要施設の安定運用の為、燃料（薪（まき））備蓄を推進

薪（まき）の確保はできているが、灯油、ガソリンの備蓄は難しい。グリーンレンジャー活動の補助をすることにより、支障木を譲り受ける等、できる範囲での災害時への備えを充実させていく。

2-4) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

(泰阜村診療所等の各計画マニュアルの整備、実動訓練の実施)

関係機関により実施される災害実動訓練や、泰阜村診療所等での業務継続計画等の策定を促進

社会福祉協議会との合同避難訓練を継続して実施していく。診療所業務継続計画は防災計画にのっとり実施する。

(災害医療体制の充実)

災害医療関係機関の体制及び連携の強化

包括医療協議会と連携し、修正や追加をしていく。村の国保直診診療所と救急についてシミュレーションをしていくよう検討を行う。

重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築

該当の者が生じた折に検討を行う。

(災害に強い医療機関)

病院等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を推進

医療機関の消防設備の適正な設置及び管理体制について本村で把握できており、今後も医療機関の消防設備の適正な設置及び管理体制を把握し、防災訓練の実施や社協、消防団との情報共有に取り組む。

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(疫病・感染症等の大規模発生を防止するマニュアル作成等による体制整備)

感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症の大規模発生を防止

令和2年度現在、新型コロナウイルス感染症の対応策について明確な答えは出ていない状況にある。国や県から最新の情報を得ながら今後見直しを行い、必要に応じて改定していく必要がある。

(避難所での感染症対策)

避難所開設時に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備

新型コロナウイルス感染症を含む避難所内で起きやすい感染症の症状や予防策を記載することで、避難者における感染症対策をより充実させる。令和2年度現在、新型コロナウイルス感染症の対応策について明確な答えは出ていない状況にある。国や県から最新の情報を得ながら今後見直しを行い、必要に応じた資機材の導入を行う。また、それらを避難所等に備蓄する。

事前に備えるべき目標3：必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

3-1) 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

(村役場の業務継続体制)

代替施設の確保を含め、災害時も村の業務継続体制が確保されるよう、業務継続計画（BCP）の修正を進める

村役場の代替施設として他に適正な施設がないか検討を行う。また、業務継続計画（BCP）の策定について検討を行う。

(村庁舎、施設の耐災害性向上)

電力の供給が停止された場合でも必要な機能を維持できるよう自家発電装置や太陽光パネル・蓄電池の設置等、非常用電源の確保に努める

今後は、蓄電池の購入や各避難所での電源確保を目指す。

(周辺自治体との広域連携の推進)

災害時の広域応援・受援体制の強化

大災害時に備えて、広域応援・受援体制の強化を行う。

村域を越える広域避難の検討

広域避難について、飯田広域連合や近隣市町村と検討を進める。

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

(長野県防災行政無線の安定した通信の実施)

長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理

県の防災無線機能を熟知して受けるのみではなく、県への連絡手段を検討を行う。

3-3) テレビ・ラジオ放送の中断、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(効率的、効果的な情報提供の実施)

インターネット、電子メールやSNS等の媒体を通じた効率的、効果的な情報提供の実施

災害時に垣根なく、必要な情報を得られるように体制を整備する。村内は高齢者の割合が高くインターネットや電子メール、SNSを敬遠する方が多い一方、若年層にはSNSは十分に普及している。地域の中において若年層が高齢者へ教える体制を整えることができれば効果的な情報提供が可能となる。また、村内インフラも光ケーブルを敷設している最中であり、令和5年度までに全村高速ブロードバンドを利用することが可能となる。

事前に備えるべき目標4：必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

（総合的な大規模停電対策の推進）

倒木によるライフライン被害軽減対策の推進

森林管理制度・森林譲与税・県森林税の活用により、放置された森林の整備を行い、台風や豪雨での倒木等による公共施設・人家・ライフラインの被害について軽減を図る。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

（上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化）

重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を推進

配水池への緊急遮断弁の設置及び、VP管、DCIP管を耐震性能のあるHPPPE管へ敷設替えを行う。

4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（合併処理浄化槽の設置促進）

県の補助事業との連携により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を推進する

今後は、多くの世帯に合併浄化槽への転換をお願いする。

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備

主要路線が寸断された際に地域交通ネットワークが分断されないよう、また、本村へのアクセスが制限されないよう、天竜公園阿智線及び下条米川飯田線の防災対策の強化、村内橋梁の定期的な点検を実施する。主要路線と集落を結ぶ路線の拡幅改良事業、法面補強、舗装補強、土留補強等の事業、そして、橋梁・トンネルの定期点検及び維持修繕事業を行う。

事前に備えるべき目標5：流通、経済活動が停滞しないこと

5-1) 交通ネットワークの機能停止

(道路ネットワークの維持管理)

災害発生時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する

橋梁の落下、損傷により集落が孤立することがないように、村道管理橋梁の耐震化対策事業を行う。

(公共交通の機能確保)

公共交通機関における施設、設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する

災害時にはJRと連携し早期復旧へ協力を行う。

5-2) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

(農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進)

農業用施設等の被災による農作物の生産能力低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震診断を推進。また、基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施

本村は山間地で、用排水、圃場等の農業条件は悪い。その中で、災害に備えた基幹的水利施設の耐震診断や長寿命化を図る。

(輸送交通基盤の確保)

林道橋等の老朽化により生ずる被害を未然に防止するため、インフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を実施し、計画的な保全整備を推進

林道橋の損傷等により集落の孤立が発生しないよう、計画的な点検、維持修繕及び耐震化を進めていく。令和10年度までの長寿命化計画を基に、予防保全型維持管理の考え方をもち、効果的かつ効率的に補修を進めていく。

5-3) 大規模地震による農業施設の被害拡大と長期間にわたる農業の停滞

(水資源関連施設の整備推進等)

渇水時の情報共有の緊密な実施、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）の作成

自然流下でろ過できるように、貯水地の在り方について検討を行う。また、雨水利用についても検討を行う。

事前に備えるべき目標6：二次的な被害を発生させないこと

6-1) 土石流、地すべり等による二次災害の発生

(土砂災害危険箇所を点検し、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性の確認)

土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に応急対策工事を実施

地域住民と連携し、土石流、地すべり等の前兆把握に努め、迅速な応急対策工事を実施する。

6-2) 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限

(ハザードマップの更新等と耐震化対策の推進)

ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップを更新。また、ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震化対策を推進

ため池等の損壊に備え、人的被害を及ぼす重点ため池の調査と、その上での管理指導を実施する。

6-3) 有害物質の大規模拡散・流出

(環境保全)

水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等について、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図る

村内の有害物質使用施設の特定をした上で、有害物質の拡散・流出時の量及び貯蔵方法の確認をする。

6-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や農業用排水路等の農業生産基盤の整備・機能保全対策を計画的に実施

国県補助事業を活用して、用排水路、圃場の整備及び既存施設の強靱化を図る必要がある。また、農業後継者が減少する中、作業受託による新たな担い手、機械化による効率的農業、新規作物、伝統野菜の保護を推進する。

農業用水路及び農作業道、区画整理等を行い、農業条件の改善を図り農作物の生産力の低下を防ぐとともに、担い手の確保と農地の集積化を推進する。また、農地の荒廃や離農を防止するため、生活環境整備や基盤整備等総合的な対策を行う。

農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池等の機能は、地域での共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る

中山間地域直接支払制度、多面的機能支払制度の活用を広め、集落での協同取組による施設の維持改良等の支援を進める。中山間地域直接支払制度は全12集落協定による、また、多面的機能支払制度については全3集落協定による、農地・水路等の維持管理を促し、農業生産活動の維持を図る。

(農林道の整備)

林道整備の推進

集落の愛護活動、国県補助事業を活用し改良整備を進める。道整備交付金事業を活用して、法面保護や道路整備により孤立集落をなくし、物流の促進交流を図り、安全・安心な道路を構築する。

(山地災害による被害の軽減のため、治山事業を実施)

間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進

森林経営管理制度の活用を促進する。森林所有者に意向調査を行い、防災・減災のために施策が必要な森林について経営管理権を設定して施策を行う。収入見込みのある森林は森林組合等に委託する。

6-5) 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落

(正確な情報の適切な時期の発信)

大規模自然災害発生時に、メディア等で視聴者に誤認されるような情報が流されることで、風評被害に遭うことを避けるため、必要な情報を適切な時期に情報発信を実施

迅速な情報提供と正確な情報提供を両立することが課題であり、今後も庁内連携を十分にとって正確な情報を村民へ提供する。大災害発生時でも適切な情報を集める体制と、夜間や土日祝日でも迅速に対応できるような体制づくりについて、検討を行う。

6-6) 避難所等における環境の悪化

(災害時の避難所運営の取決めを事前策定)

避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄、マニュアルの策定を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進

令和2年度現在、一般住民向けの備蓄について検討を進めているところであり、これら必要な物品や人員と合わせて内容を確認し検討を行う。

事前に備えるべき目標7：被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策の推進)

災害廃棄物処理体制の強化

大規模災害の発生時に廃棄物の仮置場等をどこにするか、あるいは、村内業者との連携による災害廃棄物の運搬及び移動処理といった課題について検討を行う。

(有害物質対策の検討)

有害物質の飛散・流出対策について大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討

発生する災害廃棄物及び有害物質の仮置場の選定、村内業者との連携による災害廃棄物の運搬及び移動処理について、平時より検討を行う。

7-2) 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

(がれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態の回避)

障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去して速やかな道路啓開等の実施。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示

今後も、支障状況と作業内容を確認しながら状況に応じて対応を行う。

(社会資本の適切な維持管理)

道路施設、河川構造物、砂防施設等の計画的点検、補修等の実施

職員が施設の点検ができるよう計画を立てるとともに、地区、郵便配達員、宅配業者等と協定を結び職員の点検を補う体制をつくる。

7-3) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害ボランティア活動の推進)

災害復旧地域ボランティアの受け入れを推進

災害復旧地域ボランティア受入れの担当係を決定して、平時より受入れの方法、対応方法等について検討を行う。

(文化財の保護対策の推進)

文化財保護対策の推進

広報等による文化財の紹介を行い、住民の文化財に対する関心を高める。優先順位をつけ計画的な文化財保護対策を推進し、文化財の現況調査、及び補修改修について検討を行う。

第5章 国土強靱化地域計画の推進と見直し

1 推進体制

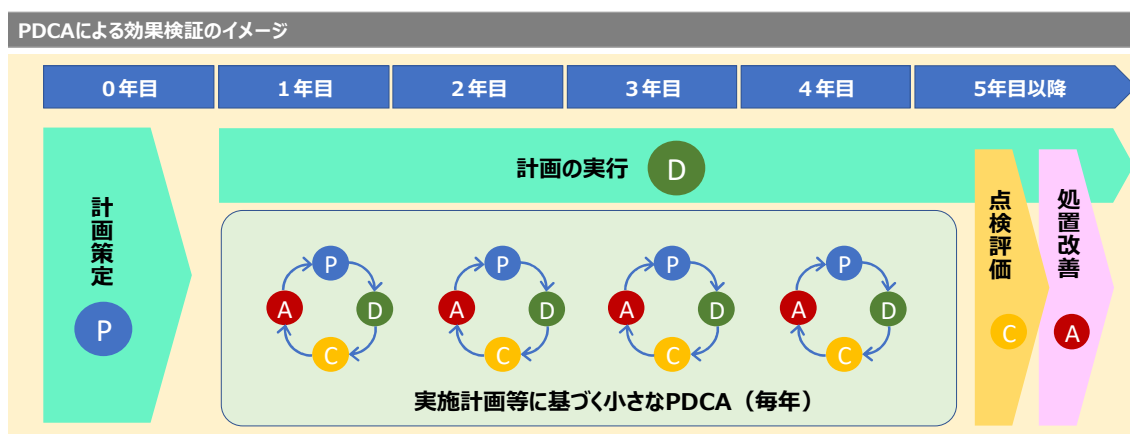
国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図る。

2 計画の見直し

本計画の推進期間は、国計画、県計画及び第5次泰阜村総合計画（平成28年度から令和7年度まで）との整合・調和を図る趣旨からおおむね5年とする。また、社会経済情勢等の変化等が生じた場合や取り組みの進捗評価の結果、見直しが必要になった場合は、期間内においても適宜見直しを行う。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN（計画策定）、②DO（実行）、③CHECK（点検・評価）、④ACTION（処置・改善）の流れを基本としたPDCAサイクルにより行う。具体的には5年後の計画更新時に本計画の検証を行う「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理する。取組の進捗状況は、毎年度フォローアップを行う。



(別紙1) 施策ごとの担当課・関係課

1 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の推進	木造住宅、多数の者が利用する建築物等の耐震化等の推進	振興課建設係	
	空き家対策の推進	空き家等対策の推進	総務課企画財政係	総務課税務係
1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	災害応急対策拠点としての村施設の機能喪失の防止	村施設の非構造部材落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進	総務課庶務係	
	災害に強い医療機関	公共施設の消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を推進	総務課庶務係	
1-3 河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	治水施設の整備	過去の洪水や水害発生状況を踏まえ、県と連携し計画的な河川改修を進める	振興課建設係	
	水防活動	水防団と水防協力団体の連携による水防訓練の実施や水防体制の充実・強化	総務課庶務係	
1-4 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生	災害応急体制の確保	自主防災組織が参加する防災訓練の定期的実施	総務課庶務係	
	普及啓発・自主防災活動の活性化	村民に対し、身近な災害リスクの認識や避難場所等の確認、防災用語の理解、避難勧告等の発令時にとるべき適切な避難行動等を普及啓発し、「自らの安全は自らで守る」防災意識を高め、安全な避難の確保を図る 自主防災組織の組織化の推進、危険箇所の点検等、平時からの活動の活性化を促進し、組織機能の発揮による住民の安全確保を図る	総務課庶務係	
	避難誘導体制の充実	土砂災害による被害の発生が予想される医療機関や社会福祉施設等での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の推進等により、災害時の避難誘導体制の確保を推進	総務課庶務係	
	土砂災害危険箇所の解消	土砂災害危険箇所のうち、緊急性を鑑み施設整備を推進	振興課建設係	
1-5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	住民主体での避難対策の強化	「災害・避難カード」「防災カルテ」を作成する取組みの普及促進 村民への災害リスクの周知 地区避難計画等の策定・更新の推進	総務課庶務係 総務課庶務係	
	情報伝達体制の周知と多重化	適切な指定緊急避難場所を指定し、住民への周知徹底を事前に実施。災害が発生するおそれがある場合、村で情報共有や連携を図りながら、適時、的確な指定緊急避難場所等の開設等を行い、住民の安全を確保 災害時において、県及び災害関係機関等との通信遮断により、災害応急対応に重大な支障が生じないよう、通信手段の多重化等の対策を検討	総務課庶務係 総務課庶務係	
	学校での防災教育、避難訓練の実施	学校における防災教育、避難訓練の実施により災害時の適切な避難行動を確保	教育委員会教育振興係	総務課庶務係
	要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップ作成の支援や活用を促進 「福祉避難所(避難行動要支援者向けの避難所)」の受入体制の充実を推進。また、一般の避難所についても、避難行動要支援者の一次避難先としての利用も想定した運営マニュアルの整備等を推進し、避難者の生活環境の確保に努める。	住民福祉課福祉係 住民福祉課福祉係	総務課庶務係
		大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、社会福祉協議会や福祉関係団体等との福祉支援体制の構築を推進	住民福祉課福祉係	

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
2-1 長期にわたる孤立集落等の発生	道路災害の未然防止	落石や岩石崩落等の道路防災点検の結果に基づき、防災対策施設(落石防護柵等)整備等の防災対策工事を実施(緊急輸送路を優先)	振興課建設係	
	物資の備蓄実施	南海トラフ地震の被害想定に基づき、公的備蓄計画を見直し、計画に基づく公的備蓄を推進	総務課庶務係	
	集落での備えの充実	防災週間等、あらゆる機会での取組を通じ、住民に「3日以上、推奨1週間」分の食料・水、その他の生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保。特設公衆電話の設置等避難所の防災機能の強化を図る	総務課庶務係	
	大雪に伴う孤立を防止する冬期交通の確保対策の推進	過去の大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施	振興課建設係	総務課広報係
2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	早期の道路啓開、復旧の想定	緊急輸送道路等の避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保	振興課建設係	
	消防団員の効果的な確保対策	県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取り組みを推進	総務課庶務係	
	自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援による地域防災力の向上	地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を推進	総務課庶務係	
2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給確保と災害対応能力強化	泰阜村診療所等重要施設の安定運用の為、燃料(薪)備蓄を推進	診療所	
2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	泰阜村診療所等の各計画マニュアルの整備、実動訓練の実施	関係機関により実施される災害実動訓練や、泰阜村診療所等での業務継続計画等の策定を推進	診療所	住民福祉課保険係
	災害医療体制の充実	災害医療関係機関の体制及び連携の強化 重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築	住民福祉課保険係 住民福祉課福祉係	
	災害に強い医療機関	病院等の管理者に対し、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を推進	住民福祉課保険係	総務課庶務係
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症等の大規模発生を防止するマニュアル作成等による体制整備	感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等の感染症の大規模発生を防止	住民福祉課保険係	
	避難所での感染症対策	避難所開設時に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に代表される感染症予防のため、感染症対策を記載した避難所開設マニュアル等を作成し、施設の消毒等、蔓延防止措置を準備	住民福祉課保険係	

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
3-1 村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	村役場の業務継続体制	代替施設の確保を含め、災害時も村の業務継続体制が確保されるよう、業務継続計画(BCP)の修正を進める	総務課庶務係	
	村庁舎、施設の耐災害性向上	電力の供給が停止された場合でも必要な機能を維持できるよう自家発電装置や太陽光パネル・蓄電池の設置等、非常用電源の確保に努める	総務課庶務係	
	周辺自治体との広域連携の推進	災害時の広域応援・受援体制の強化 村域を越える広域避難の検討	総務課庶務係 総務課庶務係	
3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	長野県防災行政無線の安定した通信の実施	長野県防災行政無線の通信ネットワークを適切に維持管理	総務課庶務係	
3-3 テレビ・ラジオ放送の中断、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	効率的、効果的な情報提供の実施	インターネット、電子メールやSNS等の媒体を通じた効率的、効果的な情報提供の実施	総務課広報係	

4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
4-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	総合的な大規模停電対策の推進	倒木によるライフライン被害軽減対策の推進	振興課建設係	総務課広報係、 総務課庶務係
4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化	重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を推進	振興課建設係	
4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	合併処理浄化槽の設置促進	県の補助事業との連携により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を推進する	振興課建設係	
4-4 地域交通ネットワークが分断する事態	緊急輸送道路ネットワークの確保	緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面対策等の整備	振興課建設係	

5 流通、経済活動が停滞しないこと

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
5-1 交通ネットワークの機能停止	道路ネットワークの維持管理	災害発生時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する	振興課建設係	
	公共交通の機能確保	公共交通機関における施設、設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。	総務課庶務係	
5-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞	農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進	農業用施設等の被災による農作物の生産能力低下を防ぐため、基幹的水利施設の耐震診断を推進。また、基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施	振興課建設係	
	輸送交通基盤の確保	林道橋等の老朽化により生ずる被害を未然に防止するため、インフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を実施し、計画的な保全整備を推進	振興課建設係	
5-3 大規模地震による農業施設の被害拡大と長期間にわたる農業の停滞	水資源関連施設の整備推進等	渇水時の情報共有の緊密な実施、対応策の時系列行動計画(渇水対応タイムライン)の作成	振興課建設係	

6 二次的な被害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
6-1 土石流、地すべり等による二次災害の発生	土砂災害危険箇所を点検し、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性の確認	土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に応急対策工事を実施	振興課建設係	総務課庶務係
6-2 農業用水路、ため池、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限	ハザードマップの更新等と耐震化対策の推進	ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップを更新。また、ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震化対策を推進	振興課農村振興係	
6-3 有害物質の大規模拡散・流出	環境保全	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等について、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング(大気・水質)体制の強化を図る。	住民福祉課住民係	
6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地・農業水利施設等の適切な保全管理	食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や農業用排水路等の農業生産基盤の整備・機能保全対策を計画的に実施	振興課農村振興係	
	農林道の整備	農林道の整備	振興課建設係	
	山地災害による被害の軽減のため、治山事業を実施	間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進	振興課農村振興係	
	災害に強い森林づくり	森林経営管理制度の活用促進	振興課農村振興係	
6-5 風評被害による観光客の減少と、地域農産物等の買い控えや市場価格の下落	正確な情報の適切な時期の発信	大規模自然災害発生時に、メディア等で視聴者に誤認されるような情報が流れることで、風評被害に遭うことを避けるため、必要な情報を適切な時期に情報発信を実施	総務課広報係	振興課農村振興係
6-6 避難所等における環境の悪化	災害時の避難所運営の取決めを事前策定	避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄、マニュアルの策定を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進	総務課庶務係	

7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目	施策	担当課	関係課
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物対策の推進	災害廃棄物処理体制の強化	住民福祉課住民係	
	有害物質対策の検討	有害物質の飛散・流出対策について大規模災害発生時に迅速な対応をすための課題を整理・検討	住民福祉課住民係	
7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	がれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態の回避	障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去して速やかな道路啓開等の実施。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示	総務課庶務係	
	社会資本の適切な維持管理	道路施設、河川構造物、砂防施設等の計画的点検、補修等の実施	振興課建設係	
7-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害ボランティア活動の推進	災害復旧地域ボランティアの受け入れを推進	総務課庶務係	
	文化財の保護対策の推進	文化財保護対策の推進	教育委員会教育振興係	